明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令（**国土交通**七一）　一

〔告　示〕

○構造改革特別区域計画を認定した件（**内閣府**二〇五）　二

○特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針の一部を改正する件（**内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　三

○市町の廃置分合の件（**総務**三二一）

○村を市とする処分の件（**同**三二二）

○原戸籍が滅失した件（**法務**三〇一）

○円借款の供与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二八八）

○平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間のみなみまぐろの漁獲量の限度の合計の上限を定める件の一部を改正する件（**農林水産**二三九〇）　三

○肥料の登録の有効期間を更新した件（**同**二三九一）

○肥料の名称並びに生産業者及び登録外国生産業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件（**同**二三九二）

○肥料の登録を失効した件（**同**二三九三）

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**八〇九）

○水源地域対策特別措置法の規定に基づき、指定ダムに係る水源地域整備計画を決定した件（**同**八一〇）

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律第一条の規定により、漁船の操業を制限又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定めた告示の一部を改正する件（**防衛**一五九）　六

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、使用条件変更が決定された件（**同**一六〇）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名等を変更した件（**東北地方整備局**一八一）

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定をした件（**関東地方整備局**三七四）　七

○道路に関する件（**中部地方整備局**一五三）

○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**近畿地方整備局**一八七）

○登録住宅性能評価機関の業務を行う区域を変更した件（**同**一八八）　八

〔人事異動〕

内閣　最高裁判所　九

〔官庁報告〕

国家試験

第九十九回薬剤師国家試験の施行（厚生労働省）　六

〔資　料〕

閣議決定等事項　七

〔公　告〕

諸事項

官庁

登録個別信用購入あっせん業者の営業の廃止、登録包括信用購入あっせん業者の営業の廃止、公示送達関係　一〇

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　二四

省　令

○国土交通省令第七十一号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十二条の二第一項、第二十三条第二項並びに第二十七条第一項及び第三項（これらの規定を同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条に次の一項を加える。

7　旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行中疾病、疲労その他の理由により安全な運転を継続し、又はその補助を継続することができないおそれがあるときは、当該乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（運行に関する状況の把握のための体制の整備）

第二十一条の二　旅客自動車運送事業者は、第二十条、前条第七項その他の輸送の安全に関する規定に基づく措置を適切に講ずることができるよう、事業用自動車の運行に関する状況を適切に把握するための体制を整備しなければならない。

第四十七条の二第一項の表中「又は一般貸切旅客自動車運送事業」を「（法第三十五条第一項の規定による一般貸切旅客自動車運送事業者に対する管理の委託に係る許可を受けているものを除く。）」に、「旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）」を「一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業」に改め、同条第二項中「旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）」を「一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業」に改める。

第四十八条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　第二十一条第七項の場合において、同項の措置を講ずること。